



2023年4月27日

各位

会社名 インパクトホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 福井 康夫
(コード番号：6067、東証グロース)
問合せ先 代表取締役副社長 寒河江 清人
(TEL. 03-5464-8321)

(訂正) 株式併合並びに単元株式数の定め廃止、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ

2023年4月24日に公表いたしました「株式併合並びに単元株式数の定め廃止、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」につきまして、一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正の理由

「株式併合並びに単元株式数の定め廃止、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」の公表後に記載内容に誤りがあることが判明しましたので、訂正するものであります。

2. 訂正内容

訂正箇所につきましては、下記「6. 定款一部変更について」に係る訂正を除き、下線を付しております。「6. 定款一部変更について」に係る訂正箇所につきましては、二重下線を付しております。

(訂正前)

なお、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、2023年5月29日から同年6月29日まで整理銘柄に指定された後、同年6月30日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場(以下「グロース市場」といいます。)において取引をすることはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

(訂正後)

なお、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、2023年5月29日から同年6月28日まで整理銘柄に指定された後、同年6月29日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場(以下「グロース市場」といいます。)において取引をすることはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

(訂正前)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

① 株式併合の日程

当社株式の最終売買日	2023年6月 <u>29</u> 日(木)(予定)
当社株式の上場廃止日	2023年6月 <u>30</u> 日(金)(予定)
本株式併合の効力発生日	2023年7月 <u>4</u> 日(火)(予定)

(訂正後)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

① 株式併合の日程

当社株式の最終売買日	2023年6月 <u>28</u> 日(水)(予定)
当社株式の上場廃止日	2023年6月 <u>29</u> 日(木)(予定)
本株式併合の効力発生日	2023年7月 <u>3</u> 日(月)(予定)

(訂正前)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

② 株式併合の内容

c. 減少する発行済株式総数

7,184,317株

(注) 当社は、本日開催の取締役会において、2023年7月3日付で自己株式117,758株を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(訂正後)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

② 株式併合の内容

c. 減少する発行済株式総数

7,184,317株

(注) 当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月30日付で自己株式117,758株を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(訂正前)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

② 株式併合の内容

d. 効力発生前における発行済株式総数

7,184,336株

(注) 当社は、本日開催の取締役会において、2023年7月3日付で自己株式117,758株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が2023年7月3日付で消却を行う予定の自己株式の数(117,758株)を控除した株式数です。

(訂正後)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

② 株式併合の内容

d. 効力発生前における発行済株式総数

7, 184, 336 株

(注) 当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月30日付で自己株式117,758株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が2023年6月30日付で消却を行う予定の自己株式の数(117,758株)を控除した株式数です。

(訂正前)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

② 株式併合の内容

g. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「(1) 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者、福井氏及び福井企画以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、公開買付者、福井氏及び福井企画のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2023年6月30日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である4,500円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。

(訂正後)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

② 株式併合の内容

g. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「(1) 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者、福井氏及び福井企画以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、公開買付者、福井氏及び福井企画のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2023年6月29日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である4,500円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主

の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。

(訂正前)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

② 株式併合の内容

g. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2023年7月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2023年8月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2023年9月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2023年7月3日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(訂正後)

3. 株式併合について

(2) 株式併合の要旨

② 株式併合の内容

g. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2023年7月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2023年8月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2023年9月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前営業日である2023年6月30日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(訂正前)

3. 株式併合について

(3) 当該株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

② 上場廃止となる見込み

a. 上場廃止

当社株式は、本日現在、グロース市場に上場しておりますが、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、2023年5月29日から同年6月29日まで整理銘柄に指定された後、同年6月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をグロース市場において取引することはできません。

(訂正後)

3. 株式併合について

(3) 当該株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

② 上場廃止となる見込み

a. 上場廃止

当社株式は、本日現在、グロース市場に上場しておりますが、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、2023年5月29日から同年6月28日まで整理銘柄に指定された後、同年6月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をグロース市場において取引することはできません。

(訂正前)

6. 定款一部変更について

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

当該定款変更のうち、上記「(1) 定款変更の目的及び理由」の「①決算期(事業年度の末日)の変更」に記載の定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることにより効力が発生するものといたします。また、上記「(1) 定款変更の目的及び理由」の「②本株式併合の効力発生を条件とする変更」に記載の定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生予定日である2023年7月4日に効力が発生するものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200</u> <u>万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>76</u> 株と する。
(<u>単元株式数</u>) 第10条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> <u>とする。</u>	(削除)
(<u>単元未満株主の権利制限</u>) 第11条 当社の単元未満株主は、 <u>以下に掲げ</u> <u>る権利以外の権利を行使することができな</u> <u>い。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> 3. <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを</u> <u>受ける権利</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第 12 条 当社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 13 条～第 15 条 (条文省略)</p>	<p>第 10 条～第 12 条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 17 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 13 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第 43 条 当社の事業年度は、毎年<u>1 月 1 日</u>から<u>同年 12 月 31 日</u>までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 39 条 当社の事業年度は、毎年<u>7 月 1 日</u>から<u>同年 6 月 30 日</u>までとする。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第 44 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 40 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>6 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>12 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる</p>

現 行 定 款	変 更 案
る。 第 46 条 (条文省略) (新設)	る。 第 42 条 (現行どおり) (附則) (第 20 期事業年度) 第 1 条 第 39 条の規定にかかわらず、第 20 期事業年度は、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの 6 ヶ月とする。なお、本附則は 2023 年 6 月 30 日まで有効であり、同日の経過をもってこれを削除する。

(訂正後)

6. 定款一部変更について

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

当該定款変更のうち、上記「(1) 定款変更の目的及び理由」の「①決算期(事業年度の末日)の変更」に記載の定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることにより効力が発生するものいたします。また、上記「(1) 定款変更の目的及び理由」の「②本株式会社併合の効力発生を条件とする変更」に記載の定款変更は、本臨時株主総会において本株式会社併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式会社併合の効力が生じることを条件として、本株式会社併合の効力発生予定日である 2023 年 7 月 3 日に効力が発生するものいたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>76 株</u> とする。
(単元株式数) 第 10 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100 株</u> とする。	(削除)
(単元未満株主の権利制限) 第 11 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> 2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> 3. <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>	(削除)
(基準日) 第 12 条 当社は、 <u>毎事業年度末日最終の株主</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</u></p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第10条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第17条～第42条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>同年12月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第44条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p>	<p>第13条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年<u>7月1日</u>から<u>翌年6月30日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則) <u>(第 20 期事業年度)</u> <u>第 1 条 第 39 条の規定にかかわらず、第 20 期事業年度は、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの 6 ヶ月とする。なお、本附則は 2023 年 6 月 30 日まで有効であり、同日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

以上